鹿沼市ごみ焼却処理施設運転管理業務委託

審査基準書

令和３年１０月２０日

鹿　　沼　　市

令和３年１０月２０日付の公告に基づく公募型プロポーザル方式については、同公告及び関係法令に定めるもののほか、募集要項及びこの審査基準書によるものとする。

1　公告日

令和３年１０月２０日（水）

2　委託件名

鹿沼市ごみ焼却処理施設運営業務及び保守点検業務

3　総合評価に関する事項

1）　優先交渉権予定者の選定方法

本業務における事業者選定方法は「公募型プロポーザル方式」を採用するが、「総合評価方式」に準じて、技術提案（＝技術評価点）と見積（＝価格評価点）とを総合的に評価する。したがって、参加者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。

調査終了後、失格とならない場合は優先交渉権予定者となる。

算式　：　総合評価点　＝　価格評価点　＋　技術評価点

※　予定価格を超える見積については、評価値の算出を行わない。

2）　価格評価点の算出

価格評価点は、次の算式により算出する。

価格評価点　＝　７５　×　（１－見積価格／予定基準価格）〔小数点以下第４位四捨五入〕

※　見積価格は各見積の金額、予定基準価格は予定価格の端数を切り上げたものである。

3）　技術評価点の算出

技術評価点は、別表１「技術評価に関する評価項目及び評価基準」に基づき算出する。

4）　履行能力等の審査及び技術評価点の決定

決定基準に基づく履行能力等の審査及び技術評価点の決定は、鹿沼市業務委託に関する技術審査委員会で行う。

5）　同評価値の場合の措置

優先交渉権予定者となるべき最も高い評価値の参加者が２人以上あるときは、くじで優先交渉権予定者を決定する。

6）　見積書が無効となった者の評価

見積書が無効となった者の評価は行わない。

7）　見積者が一者であった場合の措置

見積者が一者であった場合は、プロポーザルを中止することがある。

8）　技術評価項目の内容を履行できない場合の対応

履行状況から、優先交渉権者の責により技術評価項目の内容が履行できてないと判断された場合は、契約金額の減額、契約解除、指名停止の措置を講ずることがある。

9）　技術評価に関する書類提出

参加者は、各評価項目の審査のために必要な書類（別表２「各評価項目における提出書類一覧表」参照）を次のとおり提出しなければならない。

ｱ.　到達期限　令和４年１月１３日（木）

ｲ.　提出先　　鹿沼市　環境クリーンセンター

郵便番号　322-0045

住所　　栃木県鹿沼市上殿町 695-7

提出方法　書留郵便等、提出元にて到達が確認できるものとする。

10）優先交渉権予定者の決定

参加者は、参加資格要件を満たし、かつ有効な見積を提出した者のうち、見積価格が.予定価格の制限の範囲内で、総合評価点の最も高い者が優先交渉権予定者となる。

4　個人情報の取扱い

各評価項目において、その内容を証明するために個人情報を含む書類を提出すると

きは、必ず本人の同意を得るとともに、取り扱いには十分注意すること。

5　消費税等の額の取扱い

この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等の額に変更が生じる場合は、発注者と受注者が協議の上、契約金額の変更を行うものとする。

別表１

技術評価に関する評価項目及び評価基準

	評価分類	評価項目	評価内容	評価基準		配点	評価点
1	受託者としての基本的な考え方	受託者としての基本的な考え方	対象業務における課題について、自社の特性を生かした対策、工夫等	提示された課題において、重要なポイントに対する取組み状況に応じて評価する。		4	0～4
2	業者の履行能力	(1)　業務実績	過去５年間における同種で一定規模以上の官公庁契約実績	一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とする連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）（施設規模が１炉あたり 177/t 日以上の能力を有する発電付帯施設）を３年間以上継続して運転管理した実績が３件以上ある。		2	2
				一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とする連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）（施設規模が１炉あたり 177/t 日以上の能力を有する発電付帯施設）を３年間以上継続して運転管理した実績が３件未満ある。			0
		(2)　履行能力	補充体制	人員に欠員を生じさせない体制がある。		10	2
				人員に欠員を生じさせない体制がない。			0
			保守能力	各設備について対応可能な簡易修繕の内容に応じて評価する。			0～8
		(3)　経営状況	過去３年間における経営状況	経常利益	全ての年でプラス	3	1
					マイナスの年がある		0
				流動比率	全ての年で 120%以上		1
					120%未満の年がある		0
				インタレスト・カバレッジ・レシオ	全ての年で 4.0 倍以上		1
					4.0 倍未満の年がある		0

	評価分類	評価項目	評価内容	評価基準		配点	評価点
3	業務責任者の履行能力	配置予定業務責任者の資格の保有状況	対象業務を遂行する上で有効な資格の保有状況	ごみ処理施設技術管理士の資格を有している。		1	1
				上記の資格を有していない。			0
		配置予定業務責任者の経験	官公庁の清掃工場運転管理業務委託における業務責任者としての経験年数	５年以上の経験あり。		1	1
				５年未満。			0
4	履行体制	業務実施体制	業務の実施に必要な人員（人数）が整っているか（業務責任者、副責任者、班長など含む）	２３人以上の人員体制が組まれている。		2	2
				２３人未満の人員体制で組まれている。			0
			配置予定の班長の同種業務の実績は充分であるか。	同業種の業務経験を１０年以上有する。		1	1
				同業種の業務経験が１０年未満。			0
			配置予定業務従事者の同種業務の実績は充分であるか。	同業種の業務経験を１年以上有する者が１５人以上である。		2	2
				同業種の業務経験を１年以上有する者が１５人以下である。			0
			各班にクレーン運転の有資格者（特別教育研修終了者含む）を配置できるか。	各班、全員が有資格者である。		2	2
				班員の中に有資格者でないものがいる。			0
5	研修体制	研修制度の整備	ごみ焼却炉運転業務従事者に対する研修制度の整備状況	自社所有のごみ焼却炉運転操作シミュレータの教育体制がある。		2	2
				自社以外の外部研修機関で教育体制がある。			1
				上記以外の教育体制がある。			0
6	地理的条件	本店の所在地	本店の所在地	関東（１都６県）に本店がある。		1	0～1
7	地域・社会貢献	労働環境整備の状況	鹿沼市内在住者の雇用状況	過去１年間の鹿沼市内在住者の新規採用雇用（３カ月以上）の有無	雇用あり	1	1
					雇用なし		0
		市施策推進への協力	環境配慮への所得状況	環境マネジメントシステム所得の有無	いずれかの所得あり	1	1
					いずれも所得なし		0
8	自由項目		その他、自社のノウハウや創意工夫があるか			2	0～2

技術評価点	35	

別表２

各評価項目における提出書類一覧表

	評価分類	評価項目	提出書類
1	受託者としての基本的な考え方	受託者としての基本的な考え方	□「受託者としての基本的な考え方」（第１号様式）
2	業者の履行能力	(1)　業務実績	□「清掃工場運転管理業務委託実績表」（第２号様式） □契約書の写し及び仕様書の写し
		(2)　履行能力	□「履行能力」（第３号様式） □「対応可能な簡易修繕」（第４号様式）
		(3)　経営状況	□「直近３期の決算状況」（第５号様式） □ 直近３期の財産諸表（「賃借対照表」、「損益計算書」等）の写し
3	業務責任者の履行能力	(1)　配置予定業務責任者の資格の保有状況	□「配置予定業務責任者経歴書」（第６号様式） □ 資格を証する書類の写し
		(2)　配置予定業務責任者の経験	
4	履行体制	業務実施体制	□「業務実施体制（各班の配置予定者業務従事者）」（第７号様式） □「配置予定業務従事者の経験年数」（第８号様式）
5	研修体制	研修制度の整備	□ ごみ焼却炉運転操作シミュレータが自社所有であることがわかるもの。 □ 研修制度の整備 □ 研修修了書 □ 研修実施報告書（任意様式）
6	地理的条件	本店の所在地	【提出書類不要】
7	地域・社会貢献	(1) 労働環境整備の状況	□「新規正規雇用を証する書類」（原則として「鹿沼市内在住者の雇用状況証明書」）（第９号様式）
		(2) 市施策推進への協力	□「環境配慮への取組状況」（第１０号様式） □ 環境マネジメントシステム所得認証の写し
8	自由項目		□ 添付資料は任意とする。

※ 作成上の注意

１　ホッチキス留めはしないこと。

２　添付書類は「片面・Ａ４判」とすること。

【各項目における評価基準及び注意事項】

1　受託者としての基本的な考え方（第１号様式）

掲示された課題において、発注者が最も重要と想定する項目に対する取組状況に応じて評価する。

1）　自社の特性（人材、保有資格、他案件での実績等）を活かした対策、工夫等について、具体的に記入すること。

2）　他の評価項目の内容と整合がない記入については、評価の対象とならない。

2　業者の履行能力

1）　業務実績（第２号様式）

過去５年間における一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とする連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）（施設規模が１炉あたり１７７t／以上の能力を有する発電付帯施設）を運転管理した官公庁契約実績について、契約先及び件数に応じて評価する。

ｱ.　評価対象の契約案件は、委託開始日は問わず、平成３１年４月１日から公告日までの間に完了したもので契約期間が継続して３年以上の業務、又は、公告日以降を履行期間に含むもので継続して３年以上の履行期間があるものとする。

ｲ.　当該官公庁実績に係る契約書の写し及び仕様書の写しを提出すること。

2）　履行能力（第３号様式、第４号様式）

ｱ.　補充体制については、以下のとおりとする。

A）　補充される従事者は、同等以上の経験・資格を有していること。

B）　欠員とは、鹿沼市環境クリーンセンターの体制表に基づき配置された人員を下回っているまま、運転管理業務を継続している状態をいう。

ｲ.　保守能力

A）　仕様書に記載する“簡易修繕”について、対応可能な作業内容に応じて評価する。

3）　経営状況（第５号様式）

経営状況を簡易に把握するため、財務諸表から経常利益、流動比率、インスタレスト・カバレッジ・レシオの各指標を算出し評価する。

ｱ.　経常利益は、損益計算書から下記の算式で求める。

算式：　経常収益　－　経常費用

（経常収益　＝　売上高　＋　営業外収益、

経常費用　＝　売上原価　＋　販売費及び一般管理費　＋　営業外費用）

なお、損益計算書がない場合は、資金収支計算書等から下記の算式で求める。

算式：　経常収入　－　経常支出

ｲ.　流動比率は、貸借対照表から下記の算式で求める。

算式：　流動資産／流動負債　×　１００％〔小数点以下第１位四捨五入〕

ｳ.　インスタレスト・カバレッジ・レシオは、損益計算書又は資金収支計算書等から下記の算式で求める。

算式：　（営業利益　＋　受取利息　＋　受取配当金）　／　（支払利息　＋　割引料）　〔小数点以下第２位四捨五入〕

なお、支払利息＋割引料が０円で算出できない場合は理由を記すこと。

ｴ.　直近３期分の財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」等）の写しを添付すること。

ｵ.　会社設立後の決算の回数が３回に満たない場合は、当評価項目の評価は行わない。

3　業者責任者の履行能力（第６号様式）

1)　配置予定業務責任者の資格の保有状況

対象業務は遂行する上で有効な資格の保有状況に応じて評価する。

ｱ.　基準日は、公告日とする。

ｲ.　評価の対象とする資格は、ごみ処理施設技術管理士（一般財団法人　日本環境衛生センター）とする。

ｳ.　2)を含め本人が内容を確認し、署名すること。

ｴ.　資格を証する書類の写しを添付すること。

2)　配置予定業務責任者の資格の保有状況

ｱ.　基準日は、令和４年４月１日とする。

ｲ.　業務責任者としての経験とは、一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とする連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）（施設規模が１炉あたり１７７ｔ／日以上の能力を有する施設）の運転管理の業務責任者をいう。

ｳ.　経験年数は連続して５年以上とする。

4　履行体制（第７号様式、第８号様式）

1)　業務実施体制

ｱ.　同種業務とは、一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とする連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）（施設規模が１炉あたり１７７ｔ／日以上の能力を有する施設）の運転業務をいう。業務経験については基準日（令和４年４月１日）から過去１年以上継続していること。

ｲ. 業務実施体制について、記入欄へ役職（業務責任者、副責任者、運転班員、整備班員、事務員）、総人数、クレーン運転士の人数の配置状況がわかるように記入する。

ｳ. 運転班員は１班５名体制を３班。（その他１班を市の運転管理班が行い、計４班で本施設の運転管理を行う。）整備班員は１班５名体制の１班を委託する。

※ ただし、市の技能職員が異動および退職等で少なくなり現在の体制を維持することができなくなった場合は、受託事業者に運転班員を追加委託し、令和８年度以前に包括委託になる可能性がある。その場合は、前年度の内に市から連絡することとする。

5　研修体制

ごみ焼却炉運転業務従事者に対する研修制度の整備状況に応じて評価する。

1) 研修制度の整備状況とは、一般廃棄物（可燃ごみ）を対象とするごみ焼却炉運転操作シミュレータ（以下、シミュレータ）の保有の有無および、シミュレータを使用した研修の実績とする。
ごみ焼却炉運転操作以外のシミュレータは評価の対象外とする。

2) シミュレータを自社で所有（リースを含む）している場合は、わかるものを提出すること。

3) シミュレータを使用した研修の修了書、研修実績報告書のいずれかを提出すること。

4) 研修実施報告書は研修名、研修の主な内容、実施日、日数・時間、研修期間等の名称をすべて記入すること。（様式任意、ただし参加者名と参加者住所が記載され参加者代表印があるものとする。）
また、研修の内容は、シミュレータを使用したことがわかるように記入すること。

5) シミュレータを自社で所有（リースを含む）していない場合で、外部研修期間等で研修を実施している場合は、その研修を実施する機関等が発行する修了書（写し可）、研修実施報告書のいずれかを提出すること。修了書、研修実施報告書の内容については、前項3)、4)と同様とする。

6　地理的条件

本店の所在地について評価する。

1) 基準日は、公告日とする。

2) 提出書類は不要である。

7　地域・社会貢献（第９号様式、第１０号様式）

1）労働環境整備の状況

鹿沼市内在住者の雇用状況について評価する。

ｱ.　共通要件

A）鹿沼市内在住者の雇用は、開札日の１年３カ月前の月の初日から１年間に、新規正規雇用した場合に評価対象とする。

B）鹿沼市内在住者は、開札日を基準として、継続して３カ月以上、新規正規社員として直接雇用関係にある者であること。

①　評価対象期間：令和２年９月１日から令和３年１０月３１日まで

C）鹿沼市内在住者の雇用について、職種（営業職、事務職、技術職等）の限定は設けない。

D）役員（兼務役員は除く）として所属している者は、対象外とする。

E）新規正規雇用は、「新規正規雇用を証明する書類」にて評価する。

F）「新規正規雇用を証する書類」は、原則として「鹿沼市内在住者の雇用状況証明書」（第９号様式）とする。

ただし、在職証明、雇用契約書等に「新規雇用」「正規雇用」が明記されており、代表者の記名・押印があるものの写し等で代用することも可とする。

G）必要書類の提出がない場合は、当該評価項目の内容を無効とし、評価点を０点とする。

ｲ.　新規雇用

A）新規に採用した鹿沼市内在住者を評価対象とする。

B）他企業からの離職後でも、新規雇用の対象とする。

ｳ.　正規雇用

A）期間の定めのない雇用契約関係があり、会社で定める就労時間で働く正社員を評価対象とする。

ｴ.　本人が内容を確認し署名すること。

ｵ.　複数名いる場合は、第９号様式を印刷し、記入すること。

2）市施策推進への協力

ｱ.　基準日は、公告日とする。

ｲ.　評価対象は、下記のいずれかの認証・登録を受けている者とする。

A）ＩＳＯ１４００１

B）エコアクション２１

ｳ.　認証されている事業活動が、対象業務の内容に一致していること。

ｴ. 対象業務に実際に従事する組織（本店、支店、営業所等）が、認証の所得対象に含まれていること。

ｵ. 認証、資格を証する書類の写しを添付すること。

ｶ. 本施設の受託事業者となった場合、特記すべき具体的な取り組み事項も記入すること。

8 自由項目

市が指定した様式以外に自社のノウハウや創意工夫がある部分について評価する。様式については、任意とする。

この審査基準書では、以下のように用語を定義する。

用　　語	定　　義
経　常　利　益	企業が事業全体から経常的に得た利益を示す数値のこと。
流　動　比　率	流動負債に対して流動資産がどのくらいあるのかを示す数値のこと。
インタレスト・カバレッジ・レシオ	会社が通常の活動から生み出すことのできる利益のこと。営業利益と金融収益が、支払利息をどの程度上回っているかを示す指標。
ＩＳＯ１４００１	環境マネジメントに対する国際的な認証。
エコアクション２１	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。